

(別添)

○海域の窒素・りんに係る暫定排水基準

適用期間：R5.10.1～R10.9.30（5年間）

(単位：mg/L)

項目	業種その他の区分	暫定排水基準		(参考) 一般排水基準	
		許容限度	日間平均	許容限度	日間平均
窒素	天然ガス鉱業	160	150	120	60
	畜産農業（豚房施設を有するものに限る。※）	130	110		
	酸化コバルト製造業	200	100		
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る。）	4,100	3,100		
りん	畜産農業（豚房施設を有するものに限る。※）	22	18	16	8

※ 豚房の総面積が50m²以上のもの